

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十番松本由男君。

〔二十番 松本由男君登壇〕

○二十番（松本由男君） 松本由男です。昨年秋の改選後、初めての登壇となります。これからも県民の負託に応えるべく、精進いたしますので、叱咤激励、引き続きよろしくお願いいたします。

初めに、このたびの能登半島地震により亡くなられた方々の御冥福と被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い物心両面にわたる復旧と復興を願うものであります。

世界に目を転じれば、大流行した新型コロナウイルス感染症対応も、昨年五月に五類に引き下げられ、五年目に入ったとはいえ、いまだ終わり、収束の声は聞こえません。また、今月二十四日で二年となったウクライナ戦争やパレスチナ戦争は、長期戦の様相を呈しており、連日の悲惨な映像に心を痛めております。一方、今年は、インドネシアロシア、韓国、ドイツ、インド、アメリカ、EUなどの主要国の首脳や議会選挙が行われる年でもあり、その動向次第では、世界情勢に大きな変化をもたらすとも言われています。我が国の政治も建設的な議論により、宇宙を俯瞰した総合的な危機管理の対応を望むものであります。

私が唱える、全てに共通する危機管理の要諦は、備え七割、対応二割、復旧・復興一割であります。備えをしつかりすれば、結果的にその後の対応は少なくて済みます。議会での議論も危機管理上の一つの備えにあたります。対処療法ではなく、先行的・主導的に勇氣を持った取組が必要です。それでは、発言通告に沿って、県政全般に関わる諸課題について、富県宮城の更なる推進のために一石を投じてまいります。

まず、能登半島地震を踏まえた本県の備えは大丈夫なのかということでは伺っていき

ます。新年元日の午後に震度七の能登半島地震が発生し、その被害は、二月二十日現在で、死者二百四十一人、安否不明者九人、避難者約一万二千五百人、住宅被害は約七万棟など、未曾有の惨事となりました。自然は、時と場所を選ばず猛威を振るうことを常に想定しておかなければなりません。今回も、津波、家屋の倒壊、土砂災害、液状化、水

道・道路・通信・電気の途絶による集落孤立、救急救命の初動の遅れ、災害関連死、避難所や二次避難の困難さなど、多くの教訓を残しております。京都大学防災研究所の矢守克也教授によれば「能登被災地の様相は、家屋倒壊の阪神大震災に始まり、これまで平成の三十年間で発生した地震災害の事象が全て含まれており、想定外ではなく想定内である。にもかかわらず、十分な備えをしてこなかったことが被害を大きくしている」と指摘しております。村井知事は、石川県の被災地訪問の結果を踏まえ、二月十三日に開催した宮城県広域応援本部会議において、本県の東日本大震災からの復興に向けた経験や知識、ノウハウを惜しみなく提供し、被災地支援に県庁一丸となって取り組むと職員に指示しました。更に、全国知事会会長の立場でも、国や関係機関との連携の下、リーダーシップを発揮していることに敬意を表します。一方で、言わずもがなののか、我が県の災害に対する再チェックの指示がなされたのか懸念が残ります。特に、二年前に内閣府が公表したように、太平洋側の日本海溝・千島海溝地震は、極めて高い確率で発生が指摘されており、マグニチュード九クラスの地震後の津波で、最悪の場合、約二十万人が亡くなり、被害の規模は死者・行方不明者が二万人を超えた東日本大震災をはるかに上回るとなっております。しかし、事前の防災対策によっては、被害を八割も減らせるとしており、備えが急がれます。そこで伺います。初めに、能登半島地震を我が県に置き換えた場合の教訓についてお聞かせください。また、災害への備えは常にブラッシュアップされていなければなりません。本県の地域防災計画の見直しの必要性はないのか伺います。

次に、県民一人一人の情報入手のよりどころとなる、スマートフォンなどの機能發揮のためのバックアップについてであります。今回の能登半島地震においても、基地局が壊滅状態となり情報が途絶。東日本大震災でも約二万九千の基地局が機能不全となりました。基地局の機能停止は、知事が推進するDX、防災アプリなどがそもそも使えなくなりません。私が、昨年の議会で指摘・提案した、小さな携帯型アンテナ一機で約百三十人が使える安価な衛星通信、スターリンクなどの避難所への設置について、再度提案するものですが、その後の検討状況についてもお尋ねいたします。

次に、我が県の半島部、特に本吉・唐桑半島などにおける地震や津波などが発生した場合の道路、家屋、水、避難所の備えは十分なのか伺います。特に、複数の道路、家

屋の倒壊に備えた耐震診断の状況や耐震化率、避難所については、内閣府が示す避難所運営ガイドラインに沿っているのかもお尋ねいたします。地域で孤立しないように、地域完結自立型の備えが必要です。避難所運営については、要すれば、国際的な取組の人道憲章と人道支援を最低基準とした宮城県版スフィア基準をつくる気概が必要であります。英語のスフィアとは、まん丸を意味し、世界的なスフィア基準の理念は二つで、一つには、被災者は尊厳ある生活と支援を受ける権利がある、二つ目は、被災者の苦痛を減らすために、実行可能な、あらゆる手段をとるとしており、命を守るための四要素は、給水・衛生、食料、避難所、保健・医療となっております。実効性ある地域の特性に応じた地域完結自立型の取組が求められますが、いかがでしょうか。

この項の最後は、災害対応のための新たな組織、仮称防災省の新設であります。今回の能登半島地震対応については、総務省を通じた対口支援や姉妹都市による支援、ボランティアなどによる支援が行われておりますが、内閣府に設置されている防災担当が、平時を含めて見えてこないのは私だけでしょうか。私がイメージする防災省は、発災時の対応がメインではなく、あくまでも我が国の平時における災害に関する調査・研究などを行い、その地域の特性に応じた事前防災として備えることが主な役割であります。また、災害の際には、例えば、現行の鳥インフルエンザや豚熱対応など、都道府県知事からの自衛隊に対する直接の災害派遣要請も、一義的には防災省に要請し、その時々々の被害の状況に応じて防災大臣が各省庁に任務を振り分けるスキームであります。時限立法により、七年後の二〇三一年に廃止される復興庁との兼ね合いや、憲法に緊急事態条項を盛り込むこともありますが、まずはできることから、実効性を高めるための組織、仮称防災省新設についての村井知事・全国知事会会長としての御見解を伺います。

次に、午前中も取り上げられた新型コロナウイルス感染症対応に係る総括ということで、重複しますが伺います。

第十波とも言われる現在も続くこの感染症は、医療、福祉、経済、教育、文化芸術・スポーツ活動、公共交通、行政などあらゆる分野に大きな影響を及ぼしてきました。これまで、本県としても、産学官民の連携・協力により、法律などの立てつけ上、県民に対するお願いベースで何とか切り抜けてまいりました。関係職員の御労苦に改めて敬意と感謝を申し上げます。県としても、知事会を通じた国への要望をは

じめ、鋭意取り組んでいるところであり、現在国においても新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直し中と聞いておりますが、職員の人事異動による情報や知見の分散など、今後の新型コロナウイルス感染症を超える事態への備えという意味でも、主体的に取りまとめておくことが求められます。質問の第一は、これまでの新型コロナウイルス感染症対応に関する知事としての所感と、本県の取りまとめ状況、国との連携状況についてお聞かせください。

次に、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた政府や本県の取組について、どのように捉えておられるのかお尋ねします。

次は、医療提供体制、保健所体制、検査体制、監視を意味するサーベイランスの強化、ワクチンなどの開発や促進・基礎研究を含む研究環境の整備について、併せて、より迅速なワクチン接種のための体制構築、医療用物資などの安定供給、より実効性ある水際対策の確保について、どのように総括しておられるのか伺います。

次に、初動対応と当該特措法の効果的な実施など、次の感染症危機に対する体制づくりは、どのようにあるべきか伺います。

この項の最後は、検証・総括のための第三者機関の設置提案であります。執行部による検証・総括もありますが、同時並行的に、有識者や各界の代表者による第三者機関による幅広い重層的な検証・総括も一案と考えます。いかがでしょうか、御見解を伺います。

次は、昨年十月十三日告示、同月二十二日に執行された宮城県議選に関わる教訓について、昨年の議会でも取り上げた主権者教育を踏まえ、記憶の新しいうちに自分への戒めも含め、特に、投票率の向上と選挙管理に焦点を当てて伺ってまいります。

昨年の県議選は、定数五十九人を変えることなく、一増二減の二十三選挙区で執行されました。立候補者は八十四名、五選挙区の十名は無投票、残り十八選挙区で選挙が行われました。県全体の投票率は、（パネルを示す）配付資料のように約三六％と低投票率となり、前回の県議選から、約一ポイント増加したとはいえ、戦後の約八五％からの急降下は民主主義の根幹を揺るがす事態であり、危機的な状況であります。特に、四十七都道府県の投票率は、国政選挙の結果においても、本県は下位、山形県がトップであります。そこで、伺います。昨年秋の宮城県議選の結果をどのように捉えておられる

のか。それぞれ知事、教育長、選挙管理委員会委員長の所感と、投票率向上のための抜本的な取組・方策があればお聞かせください。

次に、実効性ある主権者教育・選挙啓発のうち、約二十年前から事業化して大きな成果を上げている山形県遊佐町のような少年議会の取組を事業化することを私は提案してきましたが、その後の検討状況についてお尋ねします。少年議会とは、我々議員や首長選挙と全く同じ要領で、中・高生により少年町長と少年議員を選挙し、議会において議論・議決し、予算を執行して事業化し、体験するものであります。地元では「選挙の重要性を若いうちから体験しているので、大人になってからの選挙啓発はいらなくらいだ」との声が多いと聞きます。昨年の県議選前の私の提案に対する議会答弁においては、知事からは「投票率向上などに関わる主権者教育は、一貫した息の長い取組が必要である」、佐藤教育長からは「少年議会の取組について、市町村に情報提供をしていく」、皆川選挙管理委員長からは「関係部局との連携を図りながら積極的な取組を働きかける」との前向きな答弁がありました。その後、基礎自治体などとの調整を含め、どのような積極的な取組をされたのか、それぞれお聞かせください。

次は、そのほかに、効率化、合理化、働き方改革などにより、間接的に投票率が向上すると認識し、私がこれまで提案してきた事業について、その後の検討状況について伺います。まず、全国のほかの自治体が採用している記号式投票、翌日開票とすること、併せて、昨年の石巻・牡鹿選挙区において試行により効果があったとされる移動期日前投票所や、富谷・黒川選挙区、気仙沼・唐桑選挙区で採用した大型商業施設期日前投票所の結果を踏まえた取組の拡充を提案するものですが、御見解を伺います。

この項の最後は、選挙管理の徹底度について一例を紹介して伺います。それは、選挙ポスター以外のポスターの掲示であります。ポスターの掲示については、告示前一定期間と選挙期間中は公職選挙法により掲示が禁止されておりますが、今回の某選挙区においては、再三の選挙管理委員会への申入れにもかかわらず、選挙期間中も貼られたままとなっていた事例を側聞いたしました。その対応においては、選挙管理委員会と警察署との、いわゆるたらい回し状態になったとあります。県議選前には、県の選挙管理委員会、県警本部、仙台地方検察庁との連名により、選挙に当たったの決意表明がなされ、ホームページにも掲載されました。その内容は、立候補予定者をはじめ関係

者に対し、公選法の遵守と自覚ある一票の行使を強く要望すること。法に違反する場合は厳重な警告を行うとともに、事案によつては、摘発などの厳正な処置を講ずる決意である。とまで表明しております。この連名による強い表明と現場の徹底度に乖離を感じます。この件に関する御見解を伺います。併せて、さきの県議選における警告などの件数と、このような事案における選挙管理委員会と警察署との役割分担についても、根拠を添えてお示しく下さい。

次に、私が二年前の議会でも取り上げた、本県が平成二十五年五月に策定・推進している貞山運河再生・復興ビジョンについて、その後の進捗状況について伺ってまいります。なお、貞山とは、御承知のように、伊達政宗公の法名から頂いたものであります。本県には、（パネルを示す）資料のように、赤い色の旧北上川から阿武隈川までの仙台湾沿岸をつなぐ、総延長約四十九キロメートルにわたる日本一の運河群があります。古くは、舟運を目的として、江戸時代に建設が始まったもので、現在は、治水や利水といった機能に加え、歴史、環境、景観などの魅力を有する土木遺産として、多くの方々に愛されており、我が県や近隣市町の貴重な財産であり、誇りであり、そして大震災復興のシンボルでもあります。これまで、ハード・ソフト事業において、今年度めでたく九十周年を迎えた土木部をはじめ、知事部局、地元自治会やNPO団体などの有志が、明かりを絶やすことなくつないできたことに、改めて感謝と敬意を表します。一方で、当該復興ビジョンは、最終の段階に入っておりますが、私が二年前から指摘している課題がいまだに解決されておられません。特に、ハード整備について、その進捗を含めて確認してまいります。初めに、当該ビジョンのこれまでの取組の進捗状況と評価について伺います。また、このビジョンは、期限のないつくりととなっておりますが、何をもって目的と目標を達成したとするのか、お聞かせ願います。

次に、昨年、国や仙台市との連携による水質や水深調査が行われ、その結果が出る時期ですが、その調査結果と評価、今後の取組について伺います。

次に、貞山運河・新堀には、大震災前にはなかった多くの藻が発生しており、地元漁業者などからしゅんせつと併せて、撤去要請の多くの声がありますが、今後の取組について伺います。

南水門が、県内の水門の中で、特殊な仕組みの釜閘門を除き、唯一、常時閉まった状態にあり、水質汚濁などの原因ではないかと言われておりますが、閉じている理由について伺います。併せて、消防団員などが人命を落とした大震災の教訓から、なぜこの南水門だけが遠隔操作ではなく、現地での手動方式の造りなのか、お示しください。大震災前のような潮の満ち引きにより自然開閉する扉にするか、常時開門とし、津波や高潮の際には、遠隔操作により閉鎖するなど、自然環境に沿い、かつ安全な施設整備が求められると認識しますが、御見解を伺います。また、地域住民が越水を懸念している、貞山運河・新堀と隣接する宮城野区の白鳥団地や鶴巻団地の中央部を流れる、七北田川下流部のしゅんせつの取組状況についてもお聞かせください。しゅんせつにあたっては、すくい上げた大量の砂の取扱いが課題となります。大震災以降に痩せてきている近傍の砂浜への補充や売却などの方法により処置を講ずれば、一石二鳥であります。いかがでしょうか、伺います。国土交通省は、今月十六日に新たな取組として「人命を重視する観点から、津波・高潮の際に閉鎖する水門や陸閘の改修・更新の場合の補助事業を行う」とするコメントを出しました。このような事業をはじめ、各種補助事業を有効活用すれば、課題解決に弾みがつきます。

次に、貞山運河・新堀中央部への人道橋、橋の架設について伺います。

大震災前にあった橋がいまだに架設されておらず、津波避難の丘や避難タワーが直線上の目の前にあるにもかかわらず、貞山運河があるために数キロ迂回せざるを得ず、人道橋の架設は、地元住民、漁業者、釣り人やサーファーなどの長年の悲願となっております。また、人道橋があれば、災害対応のみならず、地元小中学校や県内の子供たちの教育やにぎわいのあるまちづくりにも好影響を及ぼします。また、橋がないことは、宮城県津波対策ガイドラインでうたっている、避難路は、避難目的地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路を想定することにも反しております。私の二年前の人道橋に関しての議会答弁では、「関係基礎自治体からの申出に基づき、対応を検討する」という待ち受けの発言をしておりましたが、その後の仙台市との調整・検討状況についてお聞かせください。

最後の質問項目は、宮城県文化芸術振興条例の前文において、高らかに宣言している、文化芸術の香り高いみやぎということ、本県の文化芸術の推進状況について伺っ

てまいります。

文化芸術とは、（パネルを示す）配布資料のように、文学や音楽などの芸術に始まり、村井知事が極めている茶道や華道、そして書道などの生活文化、有形・無形の文化財、町並み、自然環境、地域産業など社会生活の営み全般にわたると言っても過言ではありません。本県も二〇〇一年に施行された文化芸術基本法に基づき、二〇〇四年の宮城県文化芸術振興条例に基づき取組を行っております。ただし、同法は、二〇一七年に名称や考え方を改正しております。本県の文化芸術の取組は、新たな宮城県民会館や美術館などのハード整備に目が行きがちで、いま一つ、文化芸術の香りがしてこないのは私だけでしょうか。質問の第一は、本県の第三期文化芸術振興ビジョンにおいては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や世界的に大流行し県民の生活様式を一変させた新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、この逆境を乗り越えるためには、文化芸術そのものを再構築する必要があるとうたっておりますが、その再構築の方針・考え方について伺います。

次に、宮城県文化芸術振興条例の見直しについての提案であります。

現行の条例は、国が改正した文化芸術基本法の名称や中身と整合性がとれておりません。具体的には国の文化芸術振興基本法から振興の文字が消え、文化芸術基本法に改められました。その理由は、文化・芸術の振興のみならず、観光やまちづくり、福祉、教育、産業などの幅広い分野と連携して、総合的な文化政策を推進しようとするのが改正の趣旨であります。また、この法律の考え方が広がったことを受け、基本理念なども追加されました。具体的には、年齢、障害の有無、経済的な状況によっても差が生じないようにすることなどが追加されました。約二十年前に施行された本県の条例の見直し・改正の検討を提言するものですが、御見解を伺います。

最後の質問は、文化芸術への知事の意気込みであります。我が国の文化芸術基本法は、文化芸術の価値もさることながら、社会的・経済的価値も有していることに力点が置かれ、文化芸術が社会全体に与える影響の大きさを国が認めた点に大きな意義があります。本県の当該条例の基本理念では、県民一人一人の文化芸術の実践をうたっておりますが、県行政としても、これまで以上に県民の理解が得られるように、文化芸術の持つ力や、価値を広く訴えること、更に、このたび新たに整備する県民会館においても、



県の文化芸術の中心拠点として、文化芸術の推進、人材育成、文化芸術による多様な価値観の形成などを一層推進していくことが求められます。今回の新県民会館の整備を契機に、本県の更なる文化芸術推進の起爆剤とし、心豊かな県民生活と活力ある社会の実現のため、名実ともに文化芸術の香り高いみやぎと言われるような取組を期待するものであります。文化芸術について、村井知事の意気込みを伺って、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 松本由男議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、能登半島地震を踏まえた本県の備えについての御質問にお答えいたします。

初めに、能登半島地震の教訓と地域防災計画の見直しについてのお尋ねにお答えいたします。

能登半島地震による被害については、いまだ全容が判明しておりませんが、旧耐震基準の建物を中心とした家屋の倒壊、大規模災害の発生、インフラの損壊による孤立集落の発生など、様々な被害が発生しており、我が県においても、これらへの対策に引き続き取り組んでいくことが必要であると認識しております。宮城県地域防災計画については、毎年度検討を加え、改定しているところであり、県としては、今回の能登半島地震に関しましても、新しい知見を確認していくとともに、必要に応じ、計画を改定し、地域防災力の強化を図ってまいります。

次に、仮称防災省の新設についての御質問にお答えいたします。

近年、激甚化・頻発化する災害に対応するためには、事前防災から復旧・復興までを見据えた防災・減災対策を国全体で強化していく必要があります。全国知事会におきましては、令和二年七月に国の指揮命令系統を明確化し、調整権限や予算措置権限等も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う仮称防災庁の創設を国に求めています。我が国においては、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生が想定されており、県といたしましては、新たな国の組織

の設置を含む防災体制の強化について、全国的な議論が必要であると考えております。

次に、大綱二点目、新型コロナウイルス感染症対応に係る総括についての御質問にお答えいたします。

初めに、感染症対応に係る所感と取りまとめ、国との連携についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、五類に移行されるまでの間、流行と変異が繰り返され、県では、国の基本的対処方針に基づき、各種対策を講じてきたところであります。変異株の発生に伴うウイルス特性の変化に応じた要請内容の変更等、科学的知見を踏まえた対策や、県民、医療関係者の皆様の御協力により、医療負担の低減と、可能な限り社会経済活動の維持が図られたものと考えております。現在、国においては、これまでの感染症対応に係る教訓を踏まえ、政府行動計画を見直すこととし、一連の対応に関する効果的な取組事例の収集や、ヒアリングの実施など、全国の自治体と連携しながら取りまとめが進められており、県としても、引き続き国に協力してまいります。

次に、新たな感染症の発生に備えた体制づくりについての御質問にお答えいたします。

新たな感染症の発生への備えについては、平時からの準備を充実させるとともに、有事において、迅速な初動体制を構築することが極めて重要であると考えております。県では、有事の際、感染拡大の状況に応じて必要な病床や発熱外来等の医療提供体制を確保するため、現在、感染症法に基づく医療機関との協定締結に向けた協議を進めているほか、県内の様々な関係者との連携協力体制の整備を図るため、協議会を設置したところであります。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置された場合には、速やかに県対策本部を立ち上げ、即座に有事の体制に移行できるよう、体制を整えているところであり、昨年十一月には、国が実施した訓練に私自ら参加しております。県といたしましては、今年夏頃に政府行動計画の見直しが予定されていることから、引き続き国と緊密に情報共有をし、連携を図りながら、新たな感染症の発生に備えた危機管理体制づくりに万全を期してまいります。

次に、大綱三点目、宮城県議会議員選挙の教訓についての御質問にお答えいたします。

初めに、昨年の選挙結果と投票率向上のための方策についてのお尋ねにお答えいたします。

県議会議員選挙の投票率は、平成七年以降、低下傾向にありましたが、昨年の選挙では、三五・九三%と、若干ながら前回を上回る結果となりました。選挙は民主主義の基盤をなすものであり、国民一人一人にとりまして、よりよい社会を築くための代表者を選ぶ重要な政治参加の機会であります。一人でも多くの方の投票に結びついたことは、多様な民意の反映という観点から意義深いものであったと認識しております。しかしながら、依然として投票率が四割以下にとどまることから、県といたしましては、今後とも気を緩めることなく、市町村や県選挙管理委員会と連携を図りながら、投票環境の向上や県民の政治意識の涵養に努めてまいりたいと考えております。

次に、義務教育段階から主権者教育の検討状況などについての御質問にお答えいたします。

主権者としての意識醸成を図り、育てていく上では、子供の頃からの取組が重要であると認識しており、御提案のありました山形県遊佐町の事例を我が県に広げていくためには、市町村及び市町村教育委員会の理解と協力が不可欠であると考えております。県といたしましては、引き続き市町村の意向をうかがいながら、教育委員会や選挙管理委員会などの関係部局とも連携し、それぞれが主権者教育の様々な取組を展開することにより、県民の政治や選挙に対する意識の向上が図られるよう努めてまいります。

次に、大綱五点目、文化芸術の香り高いみやぎの推進についての御質問のうち、新県民会館の整備を契機とした一層の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、県民が文化芸術に触れる機会の充実を図るため、みやぎ県民文化創造の祭典の開催や宮城県芸術祭などの文化イベントへの支援などを継続的に行ってきたところであります。現在、NPOプラザとの複合施設として設計を進めている新県民会館は、単なる建て替えにとどまらず、施設の管理運営の基本方針に「そこにはしかない文化を創造し、共に育み、豊かな暮らしを次代につなげる」ことを掲げ、我が県の新たな文化芸術の中心拠点として位置づけております。施設では、これまでの貸館機能に加え、魅力あるプログラムの提供や次代を担う人材の育成、市町村文化施設との一層の連携強化などの様々な取組を検討しております。県としては、新県民会館の整備を契機として、改

めて県民の文化芸術の関心を喚起し、文化意識の醸成を図るほか、多様な主体の参画促進による文化芸術活動の活性化などを通じて、更なる県内の文化力の底上げを図り、文化芸術の香り高いみやぎの実現を目指してまいりますと考えております。

私からは、以上です。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

〔復興・危機管理部長 千葉 章君登壇〕

○復興・危機管理部長（千葉章君） 大綱一点目、能登半島地震を踏まえた本県の備えについての御質問のうち、スターリンク等の活用についてのお尋ねにお答えいたします。スターリンクについては、昨年七月に県庁行政庁舎において、実際の機器を用いた通信試験を行ったほか、宮城県九・一総合防災訓練では展示及び実演を行っており、災害時における有効な通信手段の一つであることを確認しております。一方、今回の能登半島地震においては、スターリンクに加え、船上基地局やドローン等を活用した通信も行われたと承知しております。県としましては、能登半島地震において活用された手法の効果を確認するとともに、総務省や通信事業者から貸与・貸し出される衛星携帯電話やスターリンク等の活用も念頭に置きながら、引き続き、通信環境の更なる強化を検討してまいります。

次に、半島部における地震や津波等への備えについての御質問にお答えいたします。

県においては、市町村とともに、住宅の耐震診断や耐震改修工事を促進するための支援を行っているほか、半島部における災害に強い道路網の構築を図るため、道路寸断による孤立解消に向けた道路整備等に重点的に取り組んでおります。また、水道の早期復旧のため、公益社団法人日本水道協会の相互応援活動による応援スキームが整えられております。避難所については、市町村において内閣府の避難所運営ガイドラインに沿った取組がなされているものと認識しております。県としましては、市町村及び関係機関と連携し、引き続き災害への備えを進めてまいります。

次に、地域完結自立型の取組についての御質問にお答えいたします。

県地域防災計画においては、災害によって外部からのアクセスが困難となり、孤立するおそれのある地域については、一定期間、その地域内で完結した対応が行えるよう、市町村は生活物資に加え、通信手段や非常電源の確保などの対策を講じることとされて

おります。県としましては、避難所における生活の質の向上が図られるよう、市町村の避難所設置、運営に対して、国や県が作成したガイドラインや先進的な取組を紹介するなど、引き続き、きめ細かい支援を行ってまいります。

次に、大綱二点目、新型コロナウイルス感染症対応に係る総括についての御質問のうち、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた国や県の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、変異に伴いウイルス特性が変化してきたことから、その都度対策を見直しながら、社会経済活動との両立を目指してきたところであります。第五波までは、ウイルス特性として、感染力が強く、重症化リスクが高いとする国の専門部会の報告を踏まえ、医療提供体制の確保と、市町村との連携によるワクチン接種を促進したほか、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などによる、休業要請等を含む行動制限を行うなど、感染拡大防止に重点を置いて取り組んでまいりました。一方、第六波以降は、従来株に比べて重症化リスクの割合が低いなどのウイルス特性や、ワクチン接種の進展等を踏まえ、行動制限を伴わない県独自の要請などによる感染抑制を目指し、医療の逼迫を回避しつつ、社会経済活動の両立に取り組んでまいりました。こうした状況に応じた対策により、病床使用率が高止まりの状況にあつた時期もありましたが、可能な限り社会経済活動との両立が図られたものと考えております。

次に、第三者機関の設置と検証・総括についての御質問にお答えいたします。

現在、内閣感染症危機管理統括庁において、全国の自治体から五類移行までの対応や課題について、意見集約やヒアリングを行っているところです。集約された意見等は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置された新型インフルエンザ等対策推進会議において、医師や大学教授だけにとどまらず、経済団体連合会、弁護士、労働組合総連合会、地方自治体の長等の幅広い分野の方々による多角的な視点での検証が行われており、来年度に結果が公表される予定となっております。こうした状況から、まずは、国の対応を注視してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木均君） 大綱五点目、文化芸術の香り高いみやぎの推進についての御質問のうち、文化芸術そのものを再構築するための方針と考え方についてのお尋ねにお答えいたします。

文化芸術は、人々に感動をもたらし、豊かな人間性を養い、人々が協働・共生する社会の基盤となるものであり、社会包摂や地域活性化など様々な課題の解決につながる手段として期待されております。また、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症流行に伴い、不安感や閉塞感が広がった経験から、文化芸術は私たちに安らぎと勇気、明日への希望を与えてくれるものであると改めて認識されたところであり、文化芸術・人・社会の質の高い好循環を創出していくことが求められています。県といたしましては、第三期宮城県文化芸術振興ビジョンにおいて、文化芸術の持つ力の活用、文化芸術の振興と継承、あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくりの三つの方針を掲げ、県内各地の特色ある文化の醸成や、文化芸術に関わる人材を育成していくとともに、これまでの鑑賞型から体験・発表型の取組に重点を移していくなど、県民一人一人がより一層文化芸術に親しみ、参画することで社会課題の解決にもつながる環境づくりを進めてまいります。

次に、文化芸術振興条例の見直しや改正の検討についての御質問にお答えいたします。

宮城県文化芸術振興条例については、我が県の文化芸術に関する基本理念を定めたものであり、その具体的な推進に当たっては、宮城県文化芸術振興ビジョンで展開していくこととしております。御指摘のありました、様々な分野との連携や多様性への対応、関連分野の政策との有機的な連携などについては、令和二年度に策定した第三期ビジョンにおいて施策として掲げているところであり、多様性の尊重や地域活性化など文化芸術が持つ価値を共有し、関係者が連携していくことは、今後ますます重要になってくるものと認識しております。県といたしましては、国の法令や計画の動向を参考にしつつ、宮城県文化芸術振興条例に掲げる、文化芸術の香り高いみやぎの実現を目指し、文化芸術を取り巻く状況の変化等に対応できるように、必要に応じて宮城県文化芸術振興ビジョンの見直しなどを検討してまいります。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、新型コロナウイルス感染症対応に係る総括についての御質問のうち、医療提供体制やサーベイランスの強化等についてのお尋ねにお答えいたします。

医療提供体制については、外来診療や検査を行う医療機関の拡充等を順次進めてきたほか、入院病床や軽症者等の宿泊療養施設についても段階的に拡充し、対応してまいりました。感染状況に応じて機動的に保健所の応援体制を確保したほか、医療用物資の備蓄・配付、水際対策のための宿泊療養施設の提供など、医療機関や検疫所等と連携しながら、県民の生命・健康を守るため、できる限りの手段を講じてきたところです。サーベイランスの強化については、変異株を早期に探知するため、令和三年六月から東北大学等と連携してゲノム解析を開始したほか、翌年には県保健環境センターでも実施できる体制を整えてまいりました。ワクチン接種については、令和三年五月に東北大学病院等の協力の下、国内でいち早く大規模接種会場を開設し、迅速に進めました。なお、ワクチン開発等の研究環境整備については、国において取組が進められているものと認識しております。県といたしましては、医療関係者をはじめ、様々な方々の多大な御尽力に支えられながら、まさにオール宮城で取り組むことができたものと考えております。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉衛君） 大綱四点目、貞山運河再生・復興ビジョンの進捗についての御質問のうち、これまでの進捗状況と評価及び目的と目標についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、平成二十五年に策定した貞山運河再生・復興ビジョンに基づき、運河群の歴史を未来につなぎ、運河群を基軸とした沿岸地域の再生・復興の基本理念の下、四つの基本目標を掲げ、震災復興完了までの短期・中期の取組、復興後を見据えた長期の取組方針に沿って、様々な取組を展開してまいりました。このうち、短期・中期においては、歴史や自然環境に配慮した復旧・復興事業が完了し、沿岸市町の公園や民間のにぎ

わい施設などが立地しているほか、様々な団体による運河の活用や歴史・自然環境の保全などの活動が行われており、目標が順調に達成されているものと考えております。長期の取組としては、運河群を介した活動が自発的・継続的に行われることを目指し、運河沿川で活動している民間団体や沿川市町などの関係機関で構成する会議を令和四年に立ち上げ、情報交換を行いながら、各団体で連携した活動が始められております。県といたしましては、こうした地域主体による継続的な取組などを通じ、歴史的な土木遺産である日本一長いみやぎの運河群が次世代に継承されるよう、関係機関と連携しながら鋭意取り組んでまいります。

次に、水質や水深調査の結果と評価、今後の取組についての御質問にお答えいたします。

仙台市では、沿岸東部地区のにぎわいづくりに向けた運河の活用を目的に、河床の高さや堆積状況などを確認するため、今年度、貞山運河の水中・地形調査を実施しており、その結果、震災に伴う瓦礫や堆積物は確認されず、水深は一・五メートルから二メートル程度であったことから、船などの活用には支障がないことを確認しております。また、県では、運河群にふさわしい水質の確保に向け、今年度、運河の水質や南水門の一時的な開扉による水質の変化について調査し、近傍の七北田川の環境基準を満たしていることを確認しており、現在、詳細な調査結果を取りまとめているところです。県といたしましては、来月末に開催を予定している仙台市、国、県の関係機関などで構成する北貞山運河・南貞山運河の水質に係る連絡調整会議において、調査結果の内容を報告し、関係者の御意見を伺いながら今後の対応について検討してまいります。

次に、貞山運河の新堀のしゅんせつや発生した藻の撤去についての御質問にお答えいたします。

貞山運河の新堀については、今年度、仙台市が実施した調査において、震災に伴う瓦礫はなく、河川管理上、支障となる堆積物は確認されなかったことから、現時点でしゅんせつの必要はないと考えておりますが、今後、新たな支障物が確認された場合には、適切に対応してまいります。また、震災後に発生が確認された藻については、若林区荒浜から宮城野区岡田にかけての約二・五キロメートルの区間において、特に夏場に多く繁茂していることから、県といたしましては、今後、種類や生態などについて学識者に



確認し、自然環境の保全に配慮しながら、対応について検討してまいります。

次に、南水門の操作方法についての御質問にお答えいたします。

七北田川水系南貞山運河の南水門は、七北田川の洪水、高潮及び津波の運河への流入を防止するため、七北田川合流部に設置しており、東日本大震災の災害復旧工事により、平成三十年に完成しております。この南水門は、開門した場合、七北田川の水が運河へ流入することによって、河口の流量が減少し河口閉塞を生じさせ七北田川の流れを阻害する原因となることから、常時閉門しているものです。また、津波発生時などの有事の際にも、閉門した状態を維持する必要があることから、自動化・遠隔化を行う対象施設とはしておりません。このため、潮の干満により開閉する方式や遠隔化については、七北田川の河口部への影響、水質の改善効果、施設の維持管理や水門の操作の安全性など、総合的な検討が必要であることから、県といたしましては、南水門を一時的に開門した場合の水質変化などについて調査しながら、どのような対応が可能か検討してまいります。

次に、七北田川下流部のしゅんせつの取組状況についての御質問にお答えいたします。

七北田川下流部においては、河道内の堆積土砂の状況を定期的に確認するとともに、国の国土強靱化予算などを活用し、令和二年に高砂大橋下流部で河道掘削を実施したほか、令和四年には河口部の堆積土砂撤去を行っております。そのうち、令和四年に実施した河口部の堆積土砂撤去に当たっては、貴重な自然環境を有する蒲生干潟への配慮が必要であることから、国、県、仙台市及び学識者等で構成する蒲生干潟自然再生協議会から意見を伺いながら実施しており、撤去した土砂については、海浜の植生環境の保全を図るため、河口部南側に運搬し、防潮堤前面に覆土するなど、有効活用を図っております。県といたしましては、今後も定期的に七北田川下流部のパトロールを実施し、必要に応じて、堆積土砂を撤去するなど、流下能力の確保を図るとともに、蒲生干潟をはじめとする周辺環境にも十分配慮しながら取り組んでまいります。

次に、貞山運河の新堀中央部への人道橋の架設及びその後の検討状況についての御質問にお答えいたします。

貞山運河への新たな人道橋の設置については、法律に基づく手続もあることから、

事業主体となる仙台市などからの申出に基づき、河川法の許可など必要な対応を検討していくことを令和四年二月定例会において答弁しております。これまで、仙台市からは、複数回相談がありました。建設費などの課題があると伺っており、現時点では具体的な協議には至っていない状況にあります。県といたしましては、引き続き、仙台市の考えをお伺いしながら、適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、宮城県議会議員選挙の教訓についての御質問のうち、昨年の選挙結果と投票率向上のための方策についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年秋の宮城県議会議員選挙においては、高校生を含む十代の投票率が二四・六五％となっており、前回の県議選から三・二九ポイント伸びたものの、県全体の投票率を下回っており、改善の余地があるものと捉えております。また、投票率向上のためには、社会課題の解決に向け、自立した主権者として、主体的に社会に参画する意識の醸成を図っていくことが重要であると認識しております。県教育委員会では、主権者教育の実践的研究に取り組む高校を指定し、その取組の成果を県内全ての高校で共有するとともに、各高校においては、昨年度新たに導入された必修修科目、公共において、現代社会の諸課題に関わる主題を設定し、探求する学習活動を通して、社会参画に必要な力の育成に努めております。また、選挙に関する出前講座や模擬投票を行うなど、選挙管理委員会と連携した啓発活動や、総合的な探究の時間を活用して、自治体等へ政策を提言するなどの取組を行っているところです。今後、これらの実践的な取組をより一層推進し、社会の形成者として社会参画の意識の向上を図ることで、投票率の向上につながるよう努めてまいります。

次に、義務教育段階からの主権者教育の検討状況などについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、志教育を推進する中で、遊佐町の少年議会の取組について情報提供するなど、地域社会と連携した活動の在り方について、市町村教育委員会と意見交

換を行ってまいりました。来年度は、新たに志教育のモデル地区を指定し、より実効性のある主権者教育となるよう、地域社会と連携して課題解決に取り組む実践体験型学習を推進することとしております。これらの事業などを通じて、児童生徒が自分事として地域を見詰め、学校内の学びだけでは育成できない力を育むとともに、将来の社会を担う主権者として必要な知識・技能及び態度を身につけられるよう、引き続き市町村教育委員会と連携して取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 選挙管理委員会委員長皆川章太郎君。

〔選挙管理委員会委員長 皆川章太郎君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（皆川章太郎君） 大綱三点目、宮城県議会議員選挙の教訓についての御質問のうち、昨年の選挙結果と投票率向上のための方策についてのお尋ねにお答えいたします。

県議会議員選挙の投票率は、長らく低下傾向が続いておりました。昨年は、約三十年ぶりに若干ではありますが、投票率が上昇するなど、これまでの取組が一定の効果を上げたのではないかと考えております。具体的には、これまで選挙の出前講座などの常時啓発に取り組んできたほか、選挙時においては、若年層への訴求を意識し、テレビコマーシャルやSNS等による投票参加の呼びかけを重点的に展開してまいりました。

また、一部の自治体では大型商業施設への期日前投票所の新設など、投票環境の向上に向けた取組も着実に広がってきているところであります。投票率は、様々な要因に左右され、主権者としての意識醸成は、一朝一夕には成し遂げられるものではありませんが、現状で四割を下回る投票率には、私としても強い危機感を抱いておりますことから、全国の優れた事例も参考にしながら、投票率が最も低いと言われております二十歳代前半の底上げなど、新たな方策にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、義務教育の段階からの主権者教育の検討状況などについての御質問にお答えいたします。

県選挙管理委員会では、政治や選挙に対する意識の向上を図る観点から、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、考え、そして行動していく主権者を育てる取組が重要であると考えております。御提案のありました山形県遊佐町の事例は、主権者教育

の推進を図る上で有用な取組であると認識しており、市区町村選挙管理委員会にも紹介しております。現時点では、導入まで至る団体はございませんけれども、今後も引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、記号式投票や翌日開票の検討状況と、期日前投票所の拡充についての御質問にお答えいたします。

平成十五年から導入された期日前投票制度においては、従来の投票所のみならず、大型商業施設への投票所設置や、移動式投票所なども組み合わせることによりまして、選挙人の利便性が更に増し、投票率向上につながるものと考えております。昨年執行されました県議会議員選挙では、気仙沼市や富谷市が大型商業施設に期日前投票所を新設したほか、石巻市が移動式期日前投票所を設置するなど、県内において広がりが見られたところであります。県選挙管理委員会といたしましては、市区町村選挙管理委員会に対し、こうした投票環境の向上につながる取組を更に拡充していくよう強く働きかけてまいります。なお、記号式投票や翌日開票につきましては、疑問票が少なくなるなどのメリットがある一方、導入済みの自治体からは事務処理が複雑化するなどの課題もあると伺っております。こうした知見を集め、引き続き研究を進めてまいりたいと思っております。

次に、選挙前の決意表明の徹底と、選挙管理委員会の役割についての御質問にお答えいたします。

民主政治の健全な発展に向けて、公明かつ適正に選挙が行われるためには、立候補予定者や関係者が公職選挙法を遵守することが重要であると考えております。お尋ねのポスターの掲示につきましては、県選挙管理委員会が告示前に掲示を確認した場合には、撤去が必要である旨を関係者に通知してまいりましたほか、告示後も掲示されていると情報が寄せられた場合には、速やかに撤去するように求めてまいりました。また、選挙管理委員会の役割につきましては、こうした撤去要請のほか、公職選挙法第四百七十七条でポスター等の撤去命令と警察への事前通報が規定されており、警察本部と連携して対応しているところであります。県選挙管理委員会といたしましては、明るくきれいな選挙実現のため、今後も適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱三点目、宮城県議会議員選挙の教訓についての御質問のうち、さきの県議選における警告等の件数などのお尋ねについて申し上げます。

まず、お尋ねの役割についてですが、警察は取締り機関ですので、違法行為に対しては、法と証拠に基づいて、厳正に対処すべき立場にあると理解しています。県警察では、さきの県議選に関し、二十五件の警告を発するとともに、一件を検挙しています。県警察としては、引き続き、公正な選挙の実現に向けて取締りを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十番松本由男君。

○二十番（松本由男君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。質問がちよっと多かったのですがありがとうございました。すみませんでした。端的に質問していきます。能登半島地震の教訓を踏まえた本県の備えということの中で、これは、いろいろ復興・危機管理部長からありました。基礎自治体とよく寄り添って連携しながら、引き続きやっていただけだと思います。そこで、知事からありました、仮称の防災庁ですか。この件、答弁では、全国的な議論が必要ということはあるのですが、引き続き、知事会会長でもあられるわけですから、プッシュしていただければと思うのですが、いま一度お願いします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 答弁いたしましたとおり、以前、知事会として政府のほうに仮称防災庁をということを求めた経緯もあります。令和二年七月でございます。引き続き、よく仲間の知事さん方と意見を交わしながら、必要なものであればしっかりと要請していきたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 二十番松本由男君。

○二十番（松本由男君） 引き続きよろしくお願いします。

新型コロナ対応ですけれども、聞き逃したのかな。県としての総括をやっておられると思うのですけれども、いつ頃までを目標とされているか。もしくは、職員に指示されているのか。もし、あればお聞かせください。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉章君） 県としての総括ということでございましたけれども、答弁では、今、国のほうで推進委員会をつくりまして、新しい行動計画の策定に向けて作業を進めているわけでございますけれども、その中で、昨年の九月以降ですけれども、国それから地方を含めた全体としての総括ということをやっております。その中で県、市町村でアンケート調査なり聞き取りということもやっておりますので、そういうことでまとめるということでもございまして、それが来年度公表されるということでもございますので、そういった形で総括していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 二十番松本由男君。

○二十番（松本由男君） ぜひ計画的にやっていたきたいと思います。それで結果が出たら、ぜひ県民に共有していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長千葉章君。

○復興・危機管理部長（千葉章君） 国の行動計画が今年の夏頃に見直し予定なのですが、けれども、そのあとに県の行動計画の見直しも始まります。その中で県民の皆様にも、これまでやってきたこと、それから反省点というか、そこから足りないところがあって、計画を見直し、情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 二十番松本由男君。

○二十番（松本由男君） よろしく願います。何でこの話をしたかという点、四年間私だけかもしれないですけど、政府で有識者と政府とやり取りして、答えが違つたと。有識者がAと言った。政府がBと言った。理由がないのです。なぜそうなったのか。やはり、見える化してやるのが大事だと思うので、そういう意味でぜひ公開していたければと思います。

次、選挙の話です。皆川選挙管理委員長、めでたく四年の任期、来月ですかね。本当にいろいろと御苦労・御心労あるうかと思えます。四年間の総括ですけれど、御所見があれば、お聞かせください。

○議長（高橋伸二君） 選挙管理委員会委員長皆川章太郎君。

○選挙管理委員会委員長（皆川章太郎君） 本当に早いもので、間もなく四年を迎えるという段階でございます。この四年間の間に、国政選挙は当然でしたけれども、全ての

選挙、国政選挙、知事選挙、そして先般の県議会議員選挙とあらゆる選挙を経験させていただきました。そして、私にとっても大変貴重な経験をさせていただきました。議会という立場から見た選挙と、選挙管理委員会という立場から見た選挙の在り方と、いろいろ個人的にも勉強することがたくさんありました。また、そういう機会を与えていただきました議会の皆さんに心から御礼申し上げますとともに、宮城県選挙管理委員会の委員の先生方は、皆さんの会派から選ばれている、御推薦を頂いている委員の先生方でありましたけれども、よくお互いに連絡をとりまして、今日まで知恵を出し合いながら、あるときは厳しい討論もありましたけれども、本当に、有意義なときを過ごさせていただきました。おとといの二十六日にも県議会もありましたし、また、来月最後の選挙管理委員会もございます。松本議員の指摘がありましたとおり、そして議会の皆さんの指摘がありましたとおり、何とか投票率を少しでもアップしたいという、この一点に絞って今日までやってきましたけれども、これからも選挙管理委員会の役目を果たしていくと思いますので、皆さん今後ともよろしくお願いします。ただ一つ、もう一つつけ加えさせていただくならば、この四年間、全てコロナ感染症との闘いでもありました。宮城県内、五十の市区町村管理委員会の皆さんとは、県の選挙管理委員会の事務局との連絡の中で、本当にお世話になりました。心から御礼を申し上げます。そして結びにあたりまして、それをずっと支えていただきました議会の皆様方の、議員の先生方のお一人お一人に、また執行部の皆さんに対しましても御礼を申し上げて、私の言葉とさせていただきます。いろいろありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 二十番松本由男君。

○二十番（松本由男君） どうもありがとうございます。

貞山運河関係です。土木部長からございました。引き続き、よろしく申し上げます。最後に文化芸術です。香り高いみやぎですけれども、壇上では言いませんでしたけれど、これは、私に似合わない質問だなあと、ある同僚議員から言われたのですけれども、最近、何か世の中がぎくしゃく・殺伐しているのかなあとという感がありまして、宮城県にとれば、四病院の話とか、何とか殺伐・ぎくしゃくしていると。もう少しゆとりを持って、穏やかに、心豊かに議論できないものかと思ったから取り上げたのですが、いま一度、最後の文化芸術の香り高いみやぎ、これを踏まえて、知事の御心境を

お聞きください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 人間が心豊かに過ごしていくためには、文化芸術というのは欠かせないものだというふうに思っております。そういった意味では、震災から十三年たちましたけれども、まだまだ心に傷を負った方もおられるわけでありまして、こういったような人たちを真の笑顔にするために、文化芸術というものは非常に重要なものだというふうに思っておりますので、しっかりと取り組みたいというふうに思います。